

羽中田遺跡重機借上仕様書

- 1 事業名称 県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業
- 2 件 名 羽中田遺跡重機借上
- 3 業務内容 羽中田遺跡本調査に伴う床土及び排土除去のため、バックホー（0.45）オペレーター付を借上する。
- 4 履行場所 韮崎市旭町（羽中田遺跡地内）
- 5 履行期間 令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日
- 6 稼働時間等 1日あたり8時間、70日（予定）

7 内容（積算の基礎）

品名	単価 (円)	数量	単位	数量	単位	金額
重機借上料 (オペ付バックホー（0.45）平爪・ゴムキャタ)		8	時間	70	日	
回送料（往復）		8	回			
小 計						
消費税						
合 計						

※上記数量は見込みであり、この数量を保証するものではない。

※回送は、8回を予定し、上限とする。

8 入札について

入札書に記載する金額は、単価（税抜）に仕様書7の予定数量を乗じて算出した金額を合計した総価を記載すること。

また、入札書と併せて積算内訳書を提出すること。

9 契約方法

単価契約（入札書記載の金額はあくまでも見込額である。）

10 報告書

賃貸者は、別紙様式に定める「羽中田遺跡重機借上稼働報告書」を該当月ごとに作成し、担当者に翌月10日までに提出し、検収を受けるものとする。

11 支払い

支払は月払いとし、担当者による検収後、請求書により支払うものとする。

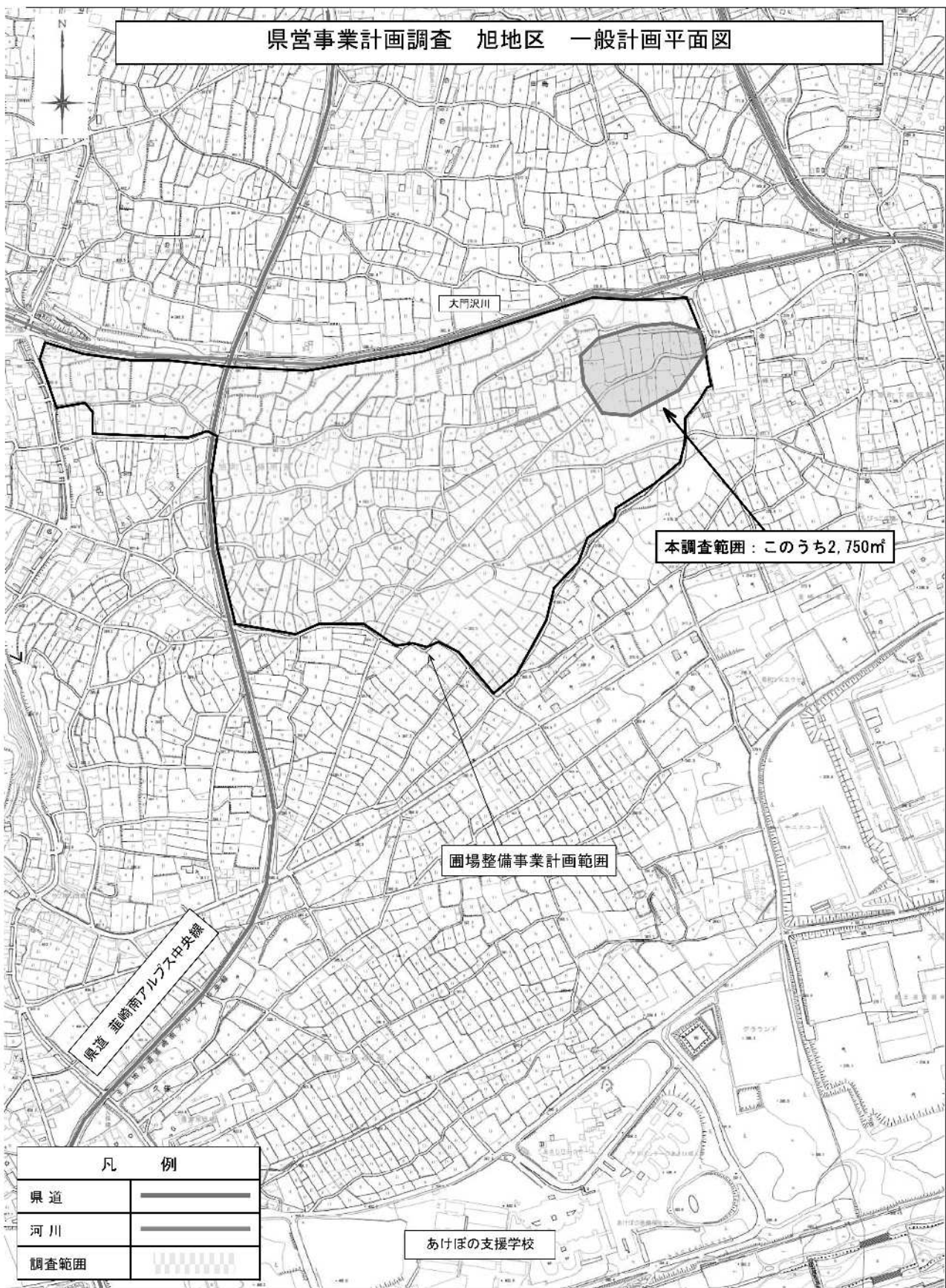
12 その他

- (1) 搬入場所及び稼働日程については、担当者と打ち合わせすること。
- (2) オペレーターは、稼働前に重機の稼働点検を行うこと。作業終了時には担当者の指示する場所に安全に停車し、重機等及び作業場所を清潔に保つこと。
- (3) 重機の移動及び掘削作業等の詳細については、担当者の指示に従うこと。
- (4) 稼働に際して安全管理に努め、周囲の安全に十分に配慮すること。
- (5) 長期休暇等で稼働が長期間停止する場合は、担当者と協議のうえ重機を搬出すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた時は、担当者と協議のうえ決定するものとする。

13 担当課 韮崎市教育委員会 教育課 文化財担当

(韮崎市水神一丁目 1-3-1 / 電話：0551-45-7256)

旭地区調査計画業務委託
位置図





令和 年 月 日

令和 8 年度 月分 羽中田遺跡重機借上稼働報告書

韮崎市長 殿

報告者

日	曜日	稼働状況	稼働時間	日	曜日	稼働状況	稼働時間
1				1 7			
2				1 8			
3				1 9			
4				2 0			
5				2 1			
6				2 2			
7				2 3			
8				2 4			
9				2 5			
1 0				2 6			
1 1				2 7			
1 2				2 8			
1 3				2 9			
1 4				3 0			
1 5				3 1			
1 6							

※稼働状況：○印－1 台稼働日、◎印－2 台稼働日、※印－回送日（1 往復）

借上料	1 台稼働日	円×	時間	円
	2 台稼働日	円×	時間	円
回送料	1 往復	円×	回	円
	合 計			円

特記事項

検査（検収）年月日 年 月 日

検査の結果、上記のとおり復命します。

令和 年 月 日

教育課 検査員

印